

【用語】群馬郡伊香保村―北群馬郡伊香保町 譜代―代々主家に仕えている者 門屋―大屋から屋敷・湯権・耕地を与えられて従属した農民 出入―争論 水帳―検地帳 店借り―家屋を借りている者 徒党連判―仲間となって連判状をつくること 目安―箇条書にした文書のこと、ここでは訴状 会田伊右衛門―幕府代官 宗門人別帳―宗門改めと人別改めを複合した戸籍台帳 印形―印、印判 裁許―幕府の裁決 節目―家柄、由緒、血統 難渋―渋る、ぐずぐずする 口書―口上書、裁判で当事者の申立てを筆記した供述書 遠藤七左衛門―幕府代官

【解説】伊香保温泉で知られる群馬郡伊香保村は、中世末期には白井城主長尾氏の支配下にあつたが、近世に入ると箕輪城主井伊氏の所領となり、その過程で大屋一四軒の身分と温泉引湯権が確定した。以後、本百姓あるいは地主として村を支配した大屋は、名主以下の村役を独占した。これに従属するものとして門屋と店借がいた。門屋は、譜代門屋と大並門屋の二つに分けられていた。いずれも身分は大屋に従属していたが、温泉客を相手に酒屋・豆腐屋などの商売を行い、なかには大屋の末湯を引いて温泉宿を経営する者もいた。

元禄期頃から湯治客が増え、経済力をつけた門屋たちが、享保期に入ると門屋身分の解放、あるいはさまざまな義務の軽減を大屋に要求するようになった。その一例がこの文書である。享保五年（一七二〇）、六五人の門屋たちは、門屋証文への捺印を迫る大屋を相手どり幕府代官に訴訟をおこしたが、要求のすべてを否定された。しかし三人の門屋が、それを不服として印鑑を押しなかつたため、大屋はその執行のため幕府の裁定を再度求めたのである。以後、このような訴訟はくり返されたが、基本的には大屋の特権を切り崩すことはできなかつた。

なお、千明家文書は伊香保町指定の文化財である。